

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 7 号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年四日市市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第 1 条、第 2 条関係）			
区分		報酬の額	費用弁償の額
食育推進会議	学識経験者	日額 <u>1 6, 5 0 0 円</u>	一般職に属する職員に準じて別に定める額
	その他の者	同 <u>8, 2 0 0 円</u>	
法律顧問		年額 <u>1, 0 9 8, 1 0 0 円</u>	同
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額 <u>1 6, 5 0 0 円</u>	同
行政不服審査会委員		同 <u>1 6, 5 0 0 円</u>	同
特別職報酬等審議会委員		同 <u>8, 2 0 0 円</u>	同
退職手当審査会委員		同 <u>8, 2 0 0 円</u>	同
国民保護協議会委員（専門委員を含む。）		同 <u>8, 2 0 0 円</u>	同
防災会議委員（専門委員を含む。）		同 <u>8, 2 0 0 円</u>	同
公契約審議会委員	学識経験者	同 <u>1 6, 5 0 0 円</u>	同
	その他の者	同 <u>8, 2 0 0 円</u>	同
同和行政推進審議会委員		同 <u>8, 2 0 0 円</u>	同
隣保館運営審議会委員		同 <u>8, 2 0 0 円</u>	同
市有林管理会委員		同 <u>8, 2 0 0 円</u>	同

安全なまちづくり推進協議会		学識経験者	同	<u>1 6 , 5 0 0 円</u>	同
		その他の者	同	<u>8 , 2 0 0 円</u>	同
市民協働促進委員会		学識経験者	同	<u>1 6 , 5 0 0 円</u>	同
		その他の者	同	<u>8 , 2 0 0 円</u>	同
文化振興審議会委員			同	<u>8 , 2 0 0 円</u>	同
男女共同参画審議会委員（専門委員を含む。）			同	<u>8 , 2 0 0 円</u>	同
社会福祉事務所嘱託医師			月額	<u>1 4 3 , 2 0 0 円</u>	同
保育所	嘱託医師	基本額	年額	<u>2 2 6 , 1 0 0 円</u>	同
		人数割額	年額 5月1日現在における乳児、幼児数に <u>6 9 0 円</u> を乗じて得た額		
	嘱託歯科医師	基本額	年額	<u>2 2 6 , 1 0 0 円</u>	同
		人数割額	年額 5月1日現在における乳児、幼児数に <u>4 5 0 円</u> を乗じて得た額		
認定こども園	嘱託医師	基本額	年額	<u>2 2 6 , 1 0 0 円</u>	同
		人数割額	年額 5月1日現在における乳児、幼児数に <u>6 9 0 円</u> を乗じて得た額		
	嘱託歯科医師	基本額	年額	<u>2 2 6 , 1 0 0 円</u>	同
		人数割額	年額 5月1日現在における乳児、幼児数に <u>4 5 0 円</u> を乗じて得た額		
	嘱託薬剤師		年額	<u>6 1 , 9 0 0 円</u>	同
児童発達支援センター嘱託医師			月額	<u>1 8 , 6 0 0 円</u>	同

及び嘱託歯科医師			
災害弔慰金等支給審査会委員		日額 <u>22,100円</u>	同
三泗介護認定 審査会	委員長	同 <u>24,300円</u>	同
	委員	同 <u>21,000円</u>	同
障害者介護給 付審査会委員	委員長	同 <u>24,300円</u>	同
	委員	同 <u>21,000円</u>	同
障害者差別解消支援地域協議会 委員		同 <u>16,500円</u>	同
地域保健運営協議会委員		同 <u>8,200円</u>	同
応急診療所運 営委員会	会長	同 <u>16,500円</u>	同
	委員	同 <u>15,800円</u>	同
応急診療所事 故対策委員会	委員長	同 <u>16,500円</u>	同
	委員	同 <u>15,800円</u>	同
歯科医療セン ター運営委員 会	委員長	同 <u>16,500円</u>	同
	委員	同 <u>15,800円</u>	同
歯科医療セン ター事故対策 委員会	委員長	同 <u>16,500円</u>	同
	委員	同 <u>15,800円</u>	同
感染症の診査に関する協議会委員		同 <u>10,200円</u>	同
国民健康保険運営協議会委員		同 <u>8,200円</u>	同
勤労者・市民交流センター運営委員 会委員		同 <u>8,200円</u>	同
農政審議会委員		同 <u>8,200円</u>	同
環境保全審議 会委員	学識経験者	同 <u>22,100円</u>	同
	その他の者	同 <u>8,200円</u>	同
環境保全審議会専門員		同 <u>22,100円</u>	同
公害健康被害認定審査会委員		同 <u>22,100円</u>	同
ごみ減量等推 進審議会委員	専門員	同 <u>22,100円</u>	同
	委員	同 <u>8,200円</u>	同

都市計画審議会委員（臨時委員を含む。）				同	<u>8, 200 円</u>	同
建築紛争調停委員会委員				同	<u>16, 500 円</u>	同
建築審査会委員（臨時委員を含む。）				同	<u>8, 200 円</u>	同
旅館建築審査会委員（臨時委員を含む。）				同	<u>8, 200 円</u>	同
開発審査会委員				同	<u>9, 900 円</u>	同
土地区画整理審議会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
<u>緑化推進委員会委員</u>				同	<u>8, 200 円</u>	<u>同</u>
自転車等駐車対策協議会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
市営住宅入居者選考委員会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
水道水源保護 審査会委員		学識経験者		同	<u>16, 500 円</u>	同
		その他の者		同	<u>8, 200 円</u>	同
下水道事業運営委員会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
教育委員会委員				同	<u>16, 500 円</u>	<u>市長の旅費に準じて別に定める額</u>
社会教育委員				<u>同</u>	<u>8, 200 円</u>	<u>一般職に属する職員に準じて別に定める額</u>
青少年問題協議会委員及び同専門委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
文化財保護審議会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
スポーツ推進審議会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
図書館協議会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
博物館協議会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
少年自然の家運営協議会委員				同	<u>8, 200 円</u>	同
学 校 保 健 安 全 法（昭和 3 3 年	学 校 医	基 本 額	小学校及び 中学校	年額	<u>254,000 円</u>	同
			幼稚園	年額	<u>226,100 円</u>	
		人数割額		年額	5 月 1 日現在に	

法 律 第 5 6 号) による			おける幼児、児童、生徒 数に <u>6 9 0 円</u> を乗じて 得た額	
	学 校 歯 科 医	基本額	年額 <u>2 2 6 , 1 0 0 円</u>	同
		人数割	年額 5 月 1 日現在に おける幼児、児童、生徒 数に <u>4 5 0 円</u> を乗じて 得た額	
	学 校 薬 剤 師	小 学 校 及 び 中 学 校	年額 <u>1 5 9 , 1 0 0 円</u>	同
		幼稚園	年額 <u>6 1 , 9 0 0 円</u>	同
いじめ問題対策調査委員会委員			日額 <u>1 6 , 5 0 0 円</u>	同
いじめ問題再調査委員会委員			同 <u>1 6 , 5 0 0 円</u>	同
教育支援委員会委員（部会の委員 を含む。）			同 <u>1 5 , 8 0 0 円</u>	同
選挙管理委員会委員長			同 <u>2 3 , 1 0 0 円</u>	<u>市長の旅費に準じ て別に定める額</u>
選挙管理委員			同 <u>1 6 , 5 0 0 円</u>	同
投票管理者	投票所		同 <u>1 4 , 3 0 0 円</u>	<u>一般職に属する職 員に準じて別に定 める額</u>
	期日前投票所		同 <u>1 2 , 7 0 0 円</u>	
開票管理者			同 <u>1 2 , 3 0 0 円</u>	同
選挙長			同 <u>1 2 , 3 0 0 円</u>	同
投票立会人	投 票 所	立会時間が 7 時間を超 える者	同 <u>1 2 , 6 0 0 円</u>	同
		立会時間が 7 時間以下 の者	同 <u>6 , 3 0 0 円</u>	
		投票箱等の	同 <u>9 3 0 円</u>	

		送致を行う者		
	期 日 前	立会時間が 6 時間を超 える者	同 <u>11,100 円</u>	
	投 票 所	立会時間が 6 時間以下 の者	同 <u>5,600 円</u>	
開票立会人			同 <u>10,700 円</u>	同
選挙立会人			同 <u>10,700 円</u>	同
監査委員（議員の中から選出された者）			月額 <u>49,400 円</u>	<u>市長の旅費に準じて別に定める額</u>
監査委員（常勤の監査委員を除く。）			同 <u>212,100 円</u>	同
監査専門委員			日額 <u>16,500 円</u>	<u>一般職に属する職員に準じて別に定める額</u>
公平委員会委員			同 <u>8,500 円</u>	<u>市長の旅費に準じて別に定める額</u>
農業委員会会長			月額 <u>42,800 円</u>	<u>一般職に属する職員に準じて別に定める額</u>
農業委員会副会長			同 <u>34,400 円</u>	同
農業委員会委員			同 <u>28,900 円</u>	同
農地利用最適化推進委員			同 <u>28,900 円</u>	同
固定資産評価審査委員会委員			日額 <u>8,500 円</u>	<u>市長の旅費に準じて別に定める額</u>
その他非常勤職員			月額をもって定めるものは、 <u>92,300 円</u> 以内において任命権者が定める額、日額をもって定めるものは、 <u>8,200 円</u>	<u>一般職に属する職員に準じて別に定める額</u>

	0 円以内において任命 権者が定める額	
備考 (略)		

改正前			
別表 (第 1 条、第 2 条関係)			
区分		報酬の額	費用弁償の額
食育推進会議	学識経験者	日額 1 6 , 0 0 0 円	四日市市職員の旅 費に関する条例 (昭和 3 8 年四日 市市条例第 5 号) に準じて別に定め る額
	その他の者	同 7 , 9 0 0 円	
法律顧問		年額 1 , 0 6 4 , 4 0 0 円	同
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額 1 6 , 0 0 0 円	同
行政不服審査会委員		同 1 6 , 0 0 0 円	同
特別職報酬等審議会委員		同 7 , 9 0 0 円	同
退職手当審査会委員		同 7 , 9 0 0 円	同
国民保護協議会委員 (専門委員を含む。)		同 7 , 9 0 0 円	同
防災会議委員 (専門委員を含む。)		同 7 , 9 0 0 円	同
公契約審議会 委員	学識経験者	同 1 6 , 0 0 0 円	同
	その他の者	同 7 , 9 0 0 円	同
同和行政推進審議会委員		同 7 , 9 0 0 円	同
隣保館運営審議会委員		同 7 , 9 0 0 円	同
市有林管理会委員		同 7 , 9 0 0 円	同
安全なまちづ くり推進協議 会	学識経験者	同 1 6 , 0 0 0 円	同
	その他の者	同 7 , 9 0 0 円	同
市民協働促進		同 1 6 , 0 0 0 円	同

委員会	その他の者	同	<u>7, 900円</u>	同
文化振興審議会委員		同	<u>7, 900円</u>	同
男女共同参画審議会委員（専門委員を含む。）		同	<u>7, 900円</u>	同
社会福祉事務所嘱託医師		月額	<u>138,800円</u>	同
保育所	嘱託医師	基本額	年額 <u>219,200円</u>	同
		人数割額	年額 5月1日現在における乳児、幼児数に <u>670円</u> を乗じて得た額	
	嘱託歯科医師	基本額	年額 <u>219,200円</u>	同
		人数割額	年額 5月1日現在における乳児、幼児数に <u>440円</u> を乗じて得た額	
認定こども園	嘱託医師	基本額	年額 <u>219,200円</u>	同
		人数割額	年額 5月1日現在における乳児、幼児数に <u>670円</u> を乗じて得た額	
	嘱託歯科医師	基本額	年額 <u>219,200円</u>	同
		人数割額	年額 5月1日現在における乳児、幼児数に <u>440円</u> を乗じて得た額	
	嘱託薬剤師		年額 <u>60,000円</u>	同
児童発達支援センター嘱託医師及び嘱託歯科医師		月額	<u>18,000円</u>	同
<u>四日市市</u> 災害弔慰金等支給審査会委員		日額	<u>21,400円</u>	同
三四介護認定審査会	委員長	日額	<u>23,600円</u>	同
	委員	同	<u>20,400円</u>	同

障害者介護給付審査会委員	委員長	日額 <u>23,600円</u>	同
	委員	同 <u>20,400円</u>	同
障害者差別解消支援地域協議会委員		同 <u>16,000円</u>	同
地域保健運営協議会委員		同 <u>7,900円</u>	同
応急診療所運営委員会	会長	日額 <u>16,000円</u>	同
	委員	同 <u>15,300円</u>	同
応急診療所事故対策委員会	委員長	同 <u>16,000円</u>	同
	委員	同 <u>15,300円</u>	同
歯科医療センター運営委員会	委員長	同 <u>16,000円</u>	同
	委員	同 <u>15,300円</u>	同
歯科医療センター事故対策委員会	委員長	同 <u>16,000円</u>	同
	委員	同 <u>15,300円</u>	同
感染症の診査に関する協議会委員		同 <u>9,900円</u>	同
国民健康保険運営協議会委員		同 <u>7,900円</u>	同
勤労者・市民交流センター運営委員会委員		同 <u>7,900円</u>	同
農政審議会委員		同 <u>7,900円</u>	同
環境保全審議会委員	学識経験者	同 <u>21,400円</u>	同
	その他の者	同 <u>7,900円</u>	同
環境保全審議会専門員		同 <u>21,400円</u>	同
公害健康被害認定審査会委員		同 <u>21,400円</u>	同
ごみ減量等推進審議会委員	専門員	同 <u>21,400円</u>	同
	委員	同 <u>7,900円</u>	同
都市計画審議会委員（臨時委員を含む。）		同 <u>7,900円</u>	同
建築紛争調停委員会委員		同 <u>16,000円</u>	同
建築審査会委員（臨時委員を含む。）		同 <u>7,900円</u>	同

む。)					
旅館建築審査会委員（臨時委員を含む。)				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
開発審査会委員				同 <u>9, 6 0 0 円</u>	同
土地区画整理審議会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
自転車等駐車対策協議会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
市営住宅入居者選考委員会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
水道水源保護		学識経験者		同 <u>1 6, 0 0 0 円</u>	同
審査会委員		その他の者		同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
下水道事業運営委員会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
教育委員会委員				同 <u>1 6, 0 0 0 円</u>	<u>四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和59年四日市市条例第7号）に定める市長相当額</u>
社会教育委員				<u>日額 7, 9 0 0 円</u>	<u>四日市市職員の旅費に関する条例</u> に準じて別に定める額
青少年問題協議会委員及び同専門委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
文化財保護審議会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
スポーツ推進審議会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
図書館協議会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
博物館協議会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
少年自然の家運営協議会委員				同 <u>7, 9 0 0 円</u>	同
学 校 保 健 安 全 法（昭和 3 3 年	学 校 医	基 本 額	小学校及び 中学校	年額 <u>2 4 6, 2 0 0 円</u>	同
			幼稚園	年額 <u>2 1 9, 2 0 0 円</u>	
		人数割額		年額 5 月 1 日 現在に	

法 律 第 5 6 号) による			おける幼児、児童、生徒 数に <u>6 7 0 円</u> を乗じて 得た額	
	学 校 歯 科 医	基本額	年額 <u>2 1 9 , 2 0 0 円</u>	同
		人数割	年額 5 月 1 日現在に おける幼児、児童、生徒 数に <u>4 4 0 円</u> を乗じて 得た額	
	学 校 薬 剤 師	小学校及び中学 校	年額 <u>1 5 4 , 2 0 0 円</u>	同
		幼稚園	同 <u>6 0 , 0 0 0 円</u>	同
いじめ問題対策調査委員会委員			日額 <u>1 6 , 0 0 0 円</u>	同
いじめ問題再調査委員会委員			同 <u>1 6 , 0 0 0 円</u>	同
教育支援委員会委員（部会の委員 を含む。）			日額 <u>1 5 , 3 0 0 円</u>	同
選挙管理委員会委員長			日額 <u>2 2 , 4 0 0 円</u>	<u>四日市市長及び副 市長の給与及び旅 費に関する条例に 定める市長相当額</u>
選挙管理委員			同 <u>1 6 , 0 0 0 円</u>	同
投票管理者	投票所		日額 <u>1 3 , 9 0 0 円</u>	<u>四日市市職員の旅 費に関する条例に 準じて別に定める 額</u>
	期日前投票所		同 <u>1 2 , 3 0 0 円</u>	
開票管理者			同 <u>1 1 , 9 0 0 円</u>	同
選挙長			同 <u>1 1 , 9 0 0 円</u>	同
投票立会人	投 票 所	立会時間が 7 時間を超 える者	同 <u>1 2 , 2 0 0 円</u>	同
		立会時間が	同 <u>6 , 1 0 0 円</u>	

		7 時 間 以 下 の 者		
		投 票 箱 等 の 送 致 を 行 う 者	同 <u>9 0 0 円</u>	
	期 日 前	立 会 時 間 が 6 時 間 を 超 える 者	同 <u>1 0 , 8 0 0 円</u>	
	投 票 所	立 会 時 間 が 6 時 間 以 下 の 者	同 <u>5 , 4 0 0 円</u>	
開 票 立 会 人			同 <u>1 0 , 4 0 0 円</u>	同
選 挙 立 会 人			同 <u>1 0 , 4 0 0 円</u>	同
監 査 委 員（議員の中から選出され た者）			月 額 <u>4 7 , 9 0 0 円</u>	<u>四 日 市 市 長 及 び 副 市 長 の 給 与 及 び 旅 費 に 関 す る 条 例 に 定 め る 市 長 相 当 額</u>
監 査 委 員（常勤の監査委員を除 く。）			同 <u>2 0 5 , 6 0 0 円</u>	同
監 査 専 門 委 員			日 額 <u>1 6 , 0 0 0 円</u>	<u>四 日 市 市 職 員 の 旅 費 に 関 す る 条 例 に 準 じ て 別 に 定 め る 額</u>
公 平 委 員 会 委 員			同 <u>8 , 2 0 0 円</u>	<u>四 日 市 市 長 及 び 副 市 長 の 給 与 及 び 旅 費 に 関 す る 条 例 に 定 め る 市 長 相 当 額</u>
農 業 委 員 会 会 長			月 額 <u>4 1 , 5 0 0 円</u>	<u>四 日 市 市 職 員 の 旅 費 に 関 す る 条 例 に 準 じ て 別 に 定 め る 額</u>
農 業 委 員 会 副 会 長			同 <u>3 3 , 3 0 0 円</u>	同

農業委員会委員	同 <u>28,000円</u>	同
農地利用最適化推進委員	同 <u>28,000円</u>	同
固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>8,200円</u>	<u>四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例に定める市長相当額</u>
その他非常勤職員	月額をもって定めるものは、 <u>89,500円</u> 以内において任命権者が定める額、日額をもって定めるものは、 <u>7,900円</u> 以内において任命権者が定める額	<u>四日市市職員の旅費に関する条例に準じて別に定める額</u>
備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の規定による改正後の四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表中費用弁償の額の欄の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

(総務部人事課)